

生徒心得

小松市立高等学校

われわれは『生命的の尊重』を校是とし、常に小松市立高等学校の生徒としての誇りと自信をもち、気品に満ちた明朗で健康な学校生活を目指すものとする。

○登校・下校

1. 登校・下校は原則として徒歩または自転車及び公共交通機関を利用すること。
2. 登校・下校の際は（長期休業中も含む）、服装を端正にし、遅刻をしないこと。
3. 8時25分からの朝学習を落ち着いてできるようするため、8時20分までに生徒玄関から校舎内に入ること。8時20分までに校舎に入れない場合、また8時25分までに教室に入室していない場合は、遅刻となる。
4. 欠席・遅刻をするときは家の人が必ず学校へ8時までに連絡をすること。
5. 通学の際は、身の安全を第一に考え、規則・マナーを守ること。
 - (1) 自転車通学者は、左側を一列で走り、二人乗り・傘さし・無灯乗車・携帯電話の使用・ヘッドホン（イヤホン）の使用をしないこと。（道路交通法により、違反した場合は罰金となる）
 - (2) 自転車での通学は、ステッカーを購入し、貼り付けること。
 - (3) 家の人以外の車・バイクでの通学はしないこと。
 - (4) 重大事故防止のため、自転車乗車時は、ヘルメットの着用に努めること。（道路交通法改正により令和5年4月1日から努力義務）
 - (5) 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）については、登下校及び校内での使用を禁止する。
6. 原則として下校完了時刻は19：00とする。

○校内生活

1. 校内では、授業が優先する。授業は学習の基盤であり、特に尊重するよう努めなければならない。
2. 始業時から終業時までの間の途中外出は認めない。やむを得ない事情で外出する場合は所定の手続きをとること。
3. 校舎・校具その他の公共物の保存維持に努めること。特別にそれらを使用する時は、関係責任者の許可を取り、誤って破損したときは直ちに届け出ること。
4. 美しい校舎で学習できるよう、清掃美化に努めること。
5. 所持品にはすべて記名をすること。紛失した場合には、担任または関係教師に届け出ること。また、拾得物についても届け出ること。
6. 会合や集会等は、その意義を考え、協力的に行うこと。
7. 金銭等の貴重品は、責任をもって管理すること。
8. 携帯電話の使用は原則下校時まで禁止する。使用（電源の切り忘れやアラーム音も含む）を発見した場合は反省文指導。2回目以降は反省文を提出し、1週間預かり指導となる。下校時を過ぎたら校舎外（内履き必須の範囲外）使用を認める。
9. 服装容儀

制服は必ず着用すること（登下校時も含めて）。

服装は、清潔端正にして品位のあるように気をつけること。

頭髪は常に清潔で自然な髪型を保つように心がけること。

パーマ・カールや薬品による髪型の変形および染色・脱色は厳禁する。

化粧、マニキュア、ピアス（穴をあけることも）、アクセサリーなどは厳禁する。

10. 校舎内では学校指定のモードを履くこと。体育館シューズは体育時のみ使用する。

裏面に続く

○校外生活

1. 男女交際は、清純明朗であること。他人の誤解をまねくような行動はしてはならない。
2. 服装は、常に清潔端正であること。また、他人に不快感を与える行動は慎むこと。
3. 外出する時は、行き先・同行人・帰宅時間があらかじめ家の人に告げ、夜間の外出は禁止する（午後10時以降）。また、友人宅での宿泊を禁止する。
4. 法律で禁止されている喫煙・飲酒・薬物等は絶対に許されない。
5. 享楽を目的とする遊技場（パチンコ店等）への出入りを禁止する。
6. 家の人以外の自動車でのドライブやバイクの相乗りを禁止する。
7. 原付自転車・自動二輪の免許取得は認めない。
8. 自動車学校の入校については、原則として2月10日以降とする。ただし、就職者については2学期中間考査以降、進学決定者については2学期期末考査以降適宜許可する。なお、免許取得後の普通自動車の運転は厳禁とする。
9. インターネット・携帯電話等での出会い系サイトなどのいかがわしいサイトの利用を厳禁する。また、SNS等により他人へ誹謗・中傷やプライバシーの侵害をしないこと。また、個人情報の書き込みを厳禁する。
10. 学習の妨げになる携帯電話などの使用は慎むこと。

※在学中、性行不良で改善の見込みがないと認められる者、また学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者は休学や退学処分となる場合がある。（学校教育法施行規則第26条）

○願届出

下記の諸願届けの許可を受ける時は、事前に担任に提出し、学校の許可をとること。

1. 欠席、遅刻の場合は保護者等が速やかに連絡すること。
2. 遅刻、早退をするときは所定の様式によって届け出ること。緊急やむを得ない場合も登校後直ちに届け出ること。
3. 忌引ならびに公認欠席・欠課者は、その届けを担任に提出すること。その後、欠課した教科担任にもその届けを提出すること。
4. 次の場合の欠席・欠課・忌引は欠課とならない。
 - (1) 自宅から学校間における交通機関の事故、その他やむを得ないと認められる場合の遅刻・欠席。
 - (2) 感染症の発生や災害のために登校を停止された場合。
 - (3) 学校が認めた受験・校外研究・試合などの場合。
 - (4) 忌引
 - ・父母の死亡（7日以内）
 - ・祖父母兄弟姉妹の死亡（3日以内）
 - ・その他の親族の死亡（1日以内）
5. 住所・保証人などについて変更のあった時は、速やかに担任に届け出ること。
6. 学校以外の団体やサークル活動・コンクール等の催し物に参加する場合は、その環境を吟味し、生徒としての品位を考えて決めること。参加する場合は、行事参加願を提出し許可を得ること。
7. アルバイトについては、原則として禁止する。
 - ・特別な事情がある場合はこの限りではない。